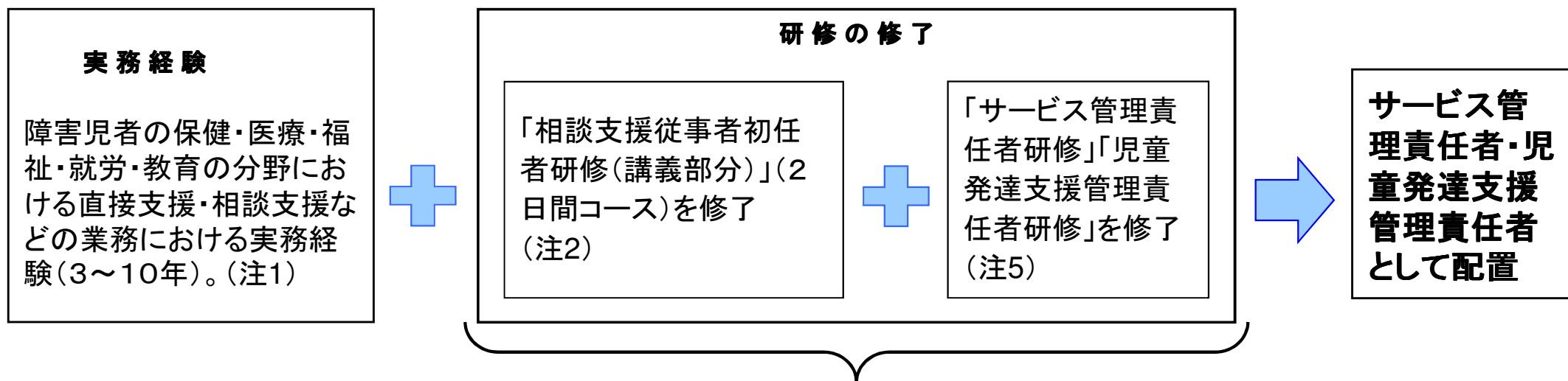


# **サービス管理責任者及び 児童発達支援管理責任者について**

# サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件



## (平成27年度以降の取扱い)

- 事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす(ただし、平成30年3月31日をもって廃止)。
  - ・平成29年4月1日以降に事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの猶予とする。
  - ・児童発達支援管理責任者については、平成27年4月1日前までに事業を開始している場合は、平成28年3月31日までの猶予とする。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、1年間は実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。

(注1) 実務経験については、別に定める。

(注2) 「相談支援従事者研修(講義部分)」とは、同研修のカリキュラムのうち、別に定める講義部分(2日間程度)をいう。

(注3) 多機能型の運営において複数種類の事業のサービス管理責任者を兼務する場合は、「サービス管理責任者研修」のうち、該当する種類の事業に係るすべてのカリキュラムを修了することが必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも一つの種類の事業に係る研修を事業開始後1年までに修了していればよいこととする(ただし、事業開始後1年間の猶予については、平成30年3月31日をもって廃止)。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の実務経験

業務の範囲		サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	
		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、教育者の分野における医療、福祉、就労、	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	② 直接支援業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上
		特例子会社及び障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
		特別支援学校における職業教育の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者	3年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

# サービス管理責任者の要件

## 実務経験内容 ・ 必要年数(1)

### 第1 相談支援業務 (5年以上)

- ア. 施設等において相談支援業務に従事する者
  - イ. 保健医療機関において従事する者で、次のいずれかに該当する者
    - ① 社会福祉主事任用資格を有する者
    - ② 訪問介護員2級以上の相当する研修終了した者
    - ③ 国家資格等(※)を有する者
  - ウ. 障害者職業センター、障害者雇用支援センター障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事する者
  - エ. 盲学校、ろう学校、特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者
  - オ. その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者

## サービス管理責任者の要件 実務経験内容 ・ 必要年数(2)

### 第2 直接支援業務 (10年以上)

- カ. 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者
- キ. 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者
- ク. 盲学校、ろう学校、特別支援学校における職業教育の業務に従事する者
- ケ. その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者  
(市町村から補助金又は委託により運営されている小規模作業所)

# サービス管理責任者の要件

## 実務経験内容 ・ 必要年数(3)

### 第3 有資格者等

コ. 上記第2の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者

- ①社会福祉主事任用資格を有する者
- ②訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者
- ③児童指導員任用資格者
- ④保育士
- ⑤精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者

→ (5年以上)

サ. 上記第1の相談支援業務及び上記第2の直接支援業務に従事する者で、国家資格等(※)による業務に5年以上従事している者

→ (3年以上)

サービス管理責任者の要件  
実務経験内容 ・ 必要年数(4)

※国家資格等とは？

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士含む)、精神保健福祉士

※1年以上の実務経験とは？

従事期間・・・「1年以上」

かつ

従事日数・・・「180日／年 以上」